

令和3年3月30日

特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する今後の運用の方向性の
公表について

特定保健用食品制度の疾病リスク低減表示について、「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」において議論が行われ、その結果が「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する今後の運用の方向性」に取りまとめられました。

消費者庁では、令和2年12月から令和3年3月まで全3回にわたり、「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」を開催し、制度設立の経緯や許可の状況、諸外国の状況等を参考に、特定保健用食品制度の疾病リスク低減表示の今後の運用について議論が行われてまいりました。

本日、「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する今後の運用の方向性」が取りまとめられましたので、公表いたします。

<問合せ先>

消費者庁食品表示企画課 石井、林

T E L 03-3507-9220（直通）

F A X 03-3507-9292